

令和4年第1回吉野町議会臨時会会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和4年4月22日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 4月22日 午前10時25分開会
4. 応招議員 1番 藤本昌義 2番 辻内正誠
3番 上佳宏 4番 下中一平
5番 山本義史 6番 上滝義平
7番 野木康司 8番 中西利彦
9番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名
町長 中井章太 副町長 和田圭史
教育長 土居正明 参事 黒田祐介
総務課長 辻中哲也 政策戦略課長 小西修司
協働のまち推進課長 山本剛 町民税務課長 戸毛祥博
長寿福祉課長 吉村直樹 暮らし環境整備課長 森脇登志男
農林振興課長 乾 悌 産業観光課長 中尾勇
教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名
局長 坂本やよい 主事 川崎由果
10. 議事日程
日程1 会議録署名議員の指名について
日程2 会期の決定について
日程3 承第3号 吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについて
日程4 承第4号 半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一
部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程5 承第5号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程6 承第6号 吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

日程7 議第24号 令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第1号について

日程8 同第6号 吉野町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

野木議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回吉野町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。本臨時会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩をとり議場の換気を行い、飲み物の持込み及び飲用についても、従来どおりといたします。また、発言時においては飛沫拡散防止の観点から登壇しての発言以外は自席にてマスク等を着用し、着席のまま行っていただきますようお願いいたします。

なお、傍聴人の方々にも本町議会傍聴規則の一部を適用除外し、マスク等の着用、飲み物の持込み及び飲用についても同様といたします。町議会に係る皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

9番 西澤巧平議員、1番 藤本昌義議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りにしたいと思いますがこれに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本臨時会は、会期は本日一日限りと決定いたしました。

開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いします。

中井町長。

中井町長

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和4年第1回吉野町議会臨時会を招集いたしましたところ、全員ご出席賜り誠にありがとうございます。

本臨時会に上程いたします議案でございますが、専決処分承認が4件、一般会計の補正予算（案）が1件、教育長の任命同意が1件でございます。慎重審議賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、春の到来とともに吉野山の桜も今年は、感染状況を見極めながら多くの観光客が来られました。その中で吉野としても一つのにぎわいを取戻したかなと思います。ただ、今のコロナの感染状況を見ましても、感染拡大を止める基本的な行動防止対策をしながら、経済を回していくという局面に入ってきたかと思います。

本日上程させていただきます補正（案）に関しましては18歳以上、特に5歳以上の方にはワクチンという選択肢がございます。ただ、昨今の感染状況を見ますと非常に若年層の感染者が増加しているという傾向が出ております。厚生労働省の集計を見ましても、4月13日から4月19日までの新規感染者数。こちらのほうは、10歳未満が17.9%と構成比率を見ても一番多い状況でございます。このような中で、本町におきましてもこども園は2園ございますが、何とか感染を食い止めるべく、対策をとっていただく補正予算でございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

そして本臨時会におきまして、皆さん方のお手元に配付させていただいております行政報告について、主なものを報告させていただきます。

3月20日「河津さくら祭り」というのがございます。これは「吉野川左岸の景観を守る会」という形で、ちょうど吉野町役場から見える吉野土木の前でございます。こちらのほうを平成24年から活動いただきまして、河津さくら、山桜等々、100本の植樹をいただき、一年中花を楽しめる「花かいどう吉野」という形で継続していただいております。こちらのほうも、協働のまちづくり事業を通して、継続したまちづくりを展開していただけるということで、今年は私も参加をさせていただきました。引き続き美しい吉野の玄関口としての活動を続けていただきたいと思いますと思っております。

3月26日「第二回阪本仙次顕会報告会」という形で、こちらは、昨年第一回をしていただきました。こちら、協働のまちづくりの事業でございますけれども、阪本仙次、今南都銀行でございますけれども、前身の吉野銀行、そしてまた、吉野鉄道、吉野町内におきましても美吉野グラウンド、今の吉野小学校、貯木場、原木市場でございますけれども、そちらのほうにすごく貢献された。そういう偉人の功績を未来に残すという形で、知り学び、そして伝えるという生涯学習、リカレント学習にもつながるような活動をしていただいております。

特に今年、吉野さくら学園が出来ましたけれども、そちらのほうの吉野中学校の校歌が、その吉野さくら学園に引き継がれたということで、歌人である佐佐木信綱先生が作詞されたその校歌が、吉野さくら学園引き継がれてるんですけれども、こちら、このほうも阪本仙次、そしてその息子さんの^{ゆう}猷さん、その^{ゆう}猷さんの奥さんであるチヨさんが、佐佐木信綱先生と交流があったところからこの校歌が生まれておまして、さくら学園の校歌にもなっているということでございますので、こちら、このほうもしっかりと、お伝えできるようにしていきたいなと思っております。

そして4月6日、先ほどの吉野さくら学園でございますけれども「小中一貫教育校のさくら学園の開校式」という形で、本来であれば多くの皆さん方をお呼び、関係者の方もお越しいただいて、盛大に開校式をしたいところだったんですけれども、コロナの感染状況ということで縮小という形で開校をさせていただきました。ただ、木質内装が非常にふんだんに使われておまして、美しい校舎となっております。ここで9年間の学びと生活をつなぐという形で、今後子供たちの学び舎として、そしてまた地域の皆さん方とともに、発展していく日となりました。

そして4月9日土曜日でございますけれども、「穂坂 泰環境大臣政務官吉野視察、意見交換」をさせていただきました。これは土曜日・日曜日というのは吉野山も最高のピークのときでございます、吉野山でのEVバスの実証実験、そしてまた国立公園の視察という形でお越しいただきました。非常に吉野のにぎわい、そしてスケールの大きさに感動されておりました。特に脱炭素、環境面というのはこれからの大きなテーマでございますので、意見交換をさせ

ていただきました。しっかりとまた、吉野の二次交通も含めた支援をいただいたという形でまた今後も交流を続けていきたいと思っております。

そして4月15日金曜日でございます。「YOSHINO GETEWAY オープニングセレモニー」という形で、こちらのほうは地方創生テレワーク交付金を活用させていただきまして、官民連携という形で、上市の中にビルをリノベーションして、今デジタル、そしてまたテレワーク、ワーケーション時代中で、新たな進出企業とマッチングビジネスできるような環境づくりをしていただきました。

非常にこれから継続した運営していくためには、どうしても民間の活力の力というのを借りていかないといけないということで、今後の新しい時代に向けてもいろんな活用を官民連携でやっていきたいなと思っておりますので、こちらも期待できる施設かなと思っております。

そして、18日月曜日ですけれども、こちらのほうも「DX職員研修会 ～吉野町のデジタル変革の進め方～」ということで、内閣府のクールジャパンプロデューサーの陣内氏をお招きいたしました。Googleでも本部長をされてる方でございます。こちらの方に来ていただいて、やはり職員意識の改革であったり、組織内のデジタル化の意義、目的というのを改めて研修を通してお話をいただきました。ぜひ、この「デジタル」というのはこれから地域課題の解決においても、非常に重要なことでございますので、しっかりとこのデジタル推進を今後、組織的にも進めてまいりたいと思っております。

そして20日、こちら、「市長さんいっしょ！SDGsな我がふるさと～YouTube動画の配信～」ということでございますけれども、こちらは吉野町の観光大使石田さんのご紹介もあり、これは無料でございますけれども、吉野町の人と資源とか、そういうふるさと自慢という形でYouTubeから配信をしていただきました。約1時間40分ちょっとで長いのですけれども、お時間あるときにぜひまたご覧いただきまして、これからそういった「デジタル」を使った配信というのは一つの形でもございますので、いい機会になったということで、町では初めての出演でございましたので、またお時間あるときにご覧いただければなと思っております。

そして21日、「弘法大師の道トレイルランニング実行委員会」という形で、

こちらのほうも二年間コロナの影響で中止になっておりました。今年に関しましては初めて、私も就任させていただいてから、この実行委員会を書面開催ではなくやらしていただきまして、今年は弘法大師の道ということでしっかりと、元来の目的である認知度向上、そしてまた沿線の地域振興に備えて頑張ってもらいたいなということでございます。以上が、行政報告でございます。

改めまして、慎重審議をお願い申し上げ、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

野木議長

ありがとうございました。

日程3 承第3号「吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

戸毛町民
税務課長

それでは承第3号「吉野町税条例の一部を改正する条例の専決処分を求めることについて」ご説明をさせていただきます。

議案説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分事項につきましては、吉野町税条例の一部を改正する条例を専決処分するものであります。

専決処分の理由といたしまして、説明資料にも記載しております通り、地方税法等の一部を改正する法律以下、関係法令それから規則等が改正されたことに伴い、吉野町の税条例をあわせて一部改正する必要があるためでございます。なお、上位法令であります地方税法等につきましては、3月31日公布、4月1日に施行されるため、吉野町の税条例の一部につきましても、4月1日の施行を必要とするものであります。

改正概要についてご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては固定資産税関係、それから法人町民税関係と二つ

の分野についての改正を示させていただいております。

一点目 総務省令で定める措置を講じた証明書を交付する場合においても、手数料は変わらないことを明確化するもの、これは第73条に規定しております。

それからわがまち特例に係る所要の改正ですが、これはいわゆる課税標準の特例を示したもので、条例でいきますと附則の7条の2に記載をさせていただいております。家屋の省エネ改修を行った際の減額措置の拡充ということで、これも本条の附則第7条の3で記載をさせていただいております。

それから、課税標準額が増加する商業地等の土地の課税標準額の上昇率を現行の5%から2.5%に変える旨の改正でございます。これにつきましても附則の第9条に記載をさせていただいております。

法人税町民税関係に関しましては、税務手続のデジタル化による利便性向上のため電子申告申請に係る所要の改正ということで、いわゆる磁気媒体の適用を除去するものでございます。詳細につきましては改めて新旧対照のほうをご覧くださいいただければと思います。

なお、施行期日は令和4年4月1日ということでお願いしたいと思っております。

ご承認のほう、よろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします

本件を報告のとおり、承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程4 承第4号「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事務局朗読)

説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

戸毛町民
税務課長

それでは、承第4号についてご説明を申し上げます。

本件につきましては「半島振興対策実施地域指定に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例について」専決処分を求めるものでございます。専決処分日につきましては3月31日ということにさせていただいております。理由につきましては、先ほど事務局からも説明ありましたように、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、本条例につきましても4月1日の施行を必要とするためでございます。

改めて本条例につきましては、半島振興対策実施地域の区域内の認定産業振興促進区域である、吉野町におきまして、製造業、情報サービス業、農林水産等販売業、旅館業の用に供する設備を取得した場合に三年間の不均一課税をするために設置している条例でございます。なお、今回の改正概要につきましては、上位法令であります省令の中にあります租税特別措置法が改正されたことに伴い、本条例の号を合わせるための改正でございます。内容について大きな変更はございません。

以上、説明を終わらせていただきます。

承認のほうよろしく願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員	<p>今の町民税務課長のほうからご説明がありましたが、そのご説明の内容の中に、不均一課税って言いましたな。不均一課税っていうたら、知ってる人も知らない人もたくさんおると思う。そんな中で、テレビを見ている方に不均一課税とはこんなもんやでということをご説明願いたい。</p>
野木議長	<p>戸毛町民税務課長。</p>
戸毛町民 税務課長	<p>詳細の細かい部分について、説明するとわかりにくくなりますので大きく言いますと、当該の期間中に取得した固定資産税であつたり償却資産税について、本則では従来 1.4%が本来の税率でございます。ただ、今回のいわゆる半島振興関係の法律に該当する場合につきましては、その税率を一年目につきましては 0.14%、二年目につきましては 0.35%、三年目につきましては 0.7%という形で、本則の税率よりも少ない税率で課税をすることができるという制度でございますので、これに伴って雇用促進であつたり、設備投資を促進するための条例でございます。以上でございます。</p>
野木議長	<p>上滝議員。</p>
上滝議員	<p>よくわかりましたが、その不均一課税の中で税率を軽減するっていうこと自体はわかりますが、今現在固定資産税の評価額の 100 万円か、その 100 万円以上の方が対象でなるのかならへんのかということと、税率は今現在も 1.4%であるのかないのかっていうことのご説明を願いたい。</p>
野木議長	<p>戸毛町民税務課長。</p>
戸毛町民 税務課長	<p>本則そのものについては 1.4%でございます。詳しい内容でいきますと、本則の条例の第 2 条にも規定をしておりますが、前条の第 1 号または第 5 号に掲げる事業 500 万円。租税特別措置法第 28 条 9 項・10 項に規定する資本金の額</p>

等が1,000万円超5,000万円以下である法人については1,000万円とし、資本金の額等が5,000万円超である法人にあつては2,000万円とする以上のものを対象にし、前条2項からという形で……基本的に500万円以上のものを買った場合について課税標準額に対する税率を今の税率に掛けていくという考え方でございます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 三回目で申し訳ございませんが、固定資産税の評価額の基準額っていうのは100万円とちやいますか。それに対してお答え願いたい。

野木議長 戸毛課長。

戸毛町民
税務課長 そこについては改めて調べさせていただいて、お答え差し上げたいと思いま
す。

野木議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。
意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。
おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程5 承第5号「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る

町税の特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛町民税務課長。

戸毛町民
税務課長

それでは、承第5号についてご説明をいたします。

今回の専決処分事項につきましては「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る町税の特別措置条例の一部を改正する条例について」専決処分を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、先ほどの承第4号でもありましたように、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、本条例につきましても4月1日に施行する必要があるため専決処分を求めるものでございます。なお、専決処分日につきましては令和4年3月31日とさせていただきます。

本条例につきましては、過疎地域の特別持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進地域、吉野町につきましては全域でございます。におきまして、製造業、情報サービス業等、農林水産等販売業、旅館業等の用に供する設備の取得等をした者に対しまして三年間の当該固定資産税の課税免除を行うための条例でございます。

なお、今回の改正概要につきましては、先ほどの承第4号にありましたように、上位法令であります中の租税特別措置法が改正されたことに伴い、本条例との号ずれが生じているため、その号を適正な形に合わせるものでありまして、条例の内容そのものに大きな変更を加えるものではありません。なお、施行期日は4月1日とさせていただきます。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

異議なしと認めます。

よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 6 承第 6 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は、事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

町民税務課長。

戸毛町民

それでは、承第 6 号についてご説明申し上げます。

税務課長

本件につきましては「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」専決処分を求めるものでございます。

専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 4 年 3 月 3 1 日に公布され、4 月 1 日に施行されたことに伴い、本条例についても 4 月 1 日に施行する必要があるため専決処分を求めるものでございます。なお専決処日につきましては、令和 4 年 3 月 3 1 日としております。

改正概要についてご説明を申し上げます。

吉野町国民健康保険税条例第 2 条及び第 22 条の内容を下記に改めるという形

で記載をしておりますが、国民健康保険税のうち、基礎課税額、所得割、均等割、平等割の合算額についてその上限額が63万円であったものを65万円に改めるもの。また国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額、これにつきましても、所得割額、均等割額、平等割の合算について19万円であったものを20万円に改めるものでございます。

なお、施行期日は令和4年4月1日とさせていただきます。

以上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

野木議長

質疑を求めます。

上滝議員。

上滝議員

今の説明ありましたが、それぞれの基準額に前年度よりも2万円多いとか1万円多いとかいう簡単なことでございますけれども。保険料であるのか、保険税であるのか。聞いとる人についたら「また、国民健康保険税が上がってん」と「下がってはないけど上がった」というようなことの捉え方が多いかと思えますので、今後の問題として国民健康保険料とするのか。国民健康保険税は今までどおりであるのか。

どちらかを選択するというようにあれば私自身は議員の一人として、保険料という改めが必要ではないのかと私は思うけども、各町村の動向がわかりませんので、そこらがわかったら教えていただきたいと思えます。

野木議員

戸毛町民税務課長。

戸毛町民

今のご質問に方にお答えしたいと思います。

税務課長

現行、吉野町の場合は国民健康保険税という形で進めております。今後、単一化されることに伴いまして、保険料として扱うか、保険税として扱うかについてはまだ結論に至っておりませんので、いわゆるまずは、税と扱うか、料と扱うかの前に税率を統一していくという議論が進んでおりますので、今のところ令和6年度を目指してという、コロナの影響がありますので、その部分を

目指してからということで、最終その部分の単一化になったところで、町村の税条例でいくのか、料でやってるところもありますので、そこは町村に任せていくのかということにつきましては、今後の議論ということで現行吉野町の場合は税としての維持を進めていく考えでおります。以上でございます。

野木議長 上滝議員。

上滝議員 3町6村は全部保険税ですか。それとも、県内に国民健康保険料という町村はわかったら、何ぼあるとかないとか、わかりやすくご説明願いたい。

野木議長 戸毛町民税務課長。

戸毛町民税務課長 大変申し訳ありませんが、現行その資料を持ち合わせておりませんので、改めてまとめさせていただいて、お答えをしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

上滝議員 結構ですけれども、いつでもそういう答えが出てきますね。

よく戸毛くんというのは勉強もしておるし、今の課長さん方はしっかりしとるし満足をしとるものの、返事がしますというて今だにしないと。どこでするんでっていうたら「上滝さんだけに言うね」っていうようなことではあきませないので、やっぱりそこらね、もうちょっと胸に当てて考えてもらいたい。一つもう忘れましたが、私に説明をする意味でほっとけ様ですわ。ほんで、その担当課長はもうやめたかどうか知らんけど・・・

野木議長 上滝議員、申し上げます。

今は議案に対する質疑は、自己の意見を述べることは出来ませんのでご留意ください。

(「すんまへん、すんまへん、はい」 の声あり)

上滝議員 そんなことで、よろしく願いをします。以上です。

野木議長	ほかに質疑ございませんか。 辻内議員。
辻内議員	それぞれ金額の上限が上がるということで質問なんですけども、この条例の上位にある地方税法ですか、何条の何項かわかれば教えてください。 それが変わったから自動的に計算されてこういうことになったのだと思うんですけども……
野木議長	戸毛町民税務課長。
戸毛町民 税務課長	今、地方税法のほうを持ち合わせておりませんので、改めてそれについてもお答えをさせていただきたいと思います。
野木議長	辻内議員。
辻内議員	いずれにいたしましても、その上位の法令の計算式が変わったので変わったということは間違いないわけですね。
野木議長	戸毛町民税務課長。
戸毛町民 税務課長	ご指摘のとおり吉野町だけではなく、地方税法の中で国民健康保険税の基礎税額、先程も一個言いました、後期高齢者の支援課税額を引き上げるということは全国的な法律でございますので、それに伴って本町もあわせて改正するというご理解をお願いしたいと思います。
野木議長	(「はい、わかりました。」 の声あり) ほかに質疑はございませんか。

質疑はないようですのでこれで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり、承認することに異議ございませんか。

異議なしと認めます。

よって本件は報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 7 議第 24 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 1 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

上林教育次長。

上 林
教育次長

それでは、私のほうから議第 24 号「令和 4 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 1 号について」ご説明をさせていただきます。議案等説明資料 6 ページをお開きください。

1. 補正予算の概要でございます。歳入歳出の補正でございます。補正前の額が 52 億 2,200 万円でございます。補正額が 295 万 8,000 円でございます。補正後の歳入歳出予算額が 52 億 2,495 万 8,000 円でございます。

歳入の補正でございます。15 款「国庫支出金」補正額 295 万 8,000 円。適用は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。歳入補正合計額が、295 万 8,000 円でございます。

歳出の補正でございます。3 款「民生費」補正額 295 万 8,000 円。こども園管理総務事業でございます。両こども園施設への抗菌施工の費用 295 万 8,000 円でございます。

中身についてご説明をさせていただきます。

町長のお話にもありましたが、新型コロナウイルス感染症「オミクロン株」につきましても全国的に減少傾向にありますが、奈良県下におきましても 10 歳

以下の子供につきましては、感染者全体の15%~20%とかなり高い割合の状況にあります。

また、新たな変異株の報告もされる中で、特に5歳未満のワクチン接種出来ない子供たち、また0・1・2歳につきましては、こども園の中でもマスクが出来ない状況でございます。

これらの子供たちの安全安心を確保するため、両こども園施設の室内の壁、床、2,265平米。またロッカーであったり、手洗い、トイレ、机いす、遊具、外の遊具も含めまして、これらのウイルス除去、抗菌加工を実施したいと考えております。

現在こども園の感染症対策といたしましては、子供たち、いろんな学年が一つに集まることがないようにイベントの縮小でありましたり、手洗い・うがいの徹底と保護者が保育室に入ってもらわない状況もつくっております。

また、園児が触れる場所。遊具、机いすにつきましては、毎日こども園の保育教員、また職員がアルコールで消毒するというを行っております。

今回のコーティングにつきましては、光触媒コーティングということで、光を受ける太陽光であったり、蛍光灯、LEDの光でもその物質が強力な酸化力を生み出して有害な物質を二酸化酸素、水素、水に変えることで、除去するという光触媒を考えております。

この物資につきましては食品加工にも使われておりましたり、安全で安心なものでございます。また多くの公共施設、こども園へ学童等でも使用実績がございます。

これらの加工でこども園を利用する園児、その保護者に対して、安心安全な保育教育の環境を整えたいということが大事でございます。

また、こども園の職員がコロナ対策の業務負担の軽減にも大きく寄与するものでございますので、今回の補正予算(案)として上程させていただきました。ご承認賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第24号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第24号 「令和4年度吉野町一般会計補正予算(案)第1号」について意見を求めます。

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程8 同第6号「吉野町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

土居正明教育長、退席をお願いいたします。

説明を求めます。

中井町長。

中井町長

改めまして、土居正明氏の紹介をさせていただきます。なお経歴は議案書に記載させていただいております。

土居氏は前回の定例会で議員の皆様にご同意をいただき、令和4年4月から

前任の教育長の残任期間を吉野町教育委員会教育長として就任されました。

経歴にもありますように、県内の高等学校や奈良県教育委員会事務局教職員課での勤務で培われた豊富な経験と知識を生かし、教育行政のさらなる充実に取り組んでいただけると確信しております。どうかご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

野木議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を同意することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件を同意することに決しました。

土居正明教育長に議場にお入りいただきます。

ただいま、教育長に同意されました土居正明教育長にごあいさつをお願いいたします。

土居
教育長

ただいま吉野町の教育長として、新たな任期のご承認を賜りました。ご承認いただきましたこと、誠にありがたく、厚くお礼申し上げたいと思います。

4月1日よりこの職に就かせていただき、まだ1か月もたっておりませんが、浅学の私が考えるよりも、吉野が持つ歴史と存在感がいかに大きなものであるのかということの日々ひしひしと感じさせていただいております。

また小中一貫教育校吉野さくら学園の開校に立ち合わせていただきました。木のまち吉野の誇りとなるような施設を目の当たりにし、並々ならぬ思いが詰

まっておるものと感じております。このすばらしい校舎に子供たちの声が響き、生き生きとした学校が動き出しております。学校を所管する者として、改めてお力を注いでいただきました皆様方、感謝申し上げます。少しずつ学校として魂を吹き込んでくれるものと信じております。

この吉野町の子供たちの教育に携わる機会を与えていただきましたこと、また吉野町の皆様の生涯学習に関わらせていただきますことに、幸せを感じますとともに、その重責を痛感しております。

少子高齢化の波に直面している現在、課題が多いと認識しております。皆様のご理解とご協力を賜りながら、少しずつ前向きに取り組んでいきたいと思っております。

簡単ではありますが、ごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

野木議長

ありがとうございました。

本臨時会の日程は全て議了いたしました。

おはかりします。

これをもちまして、本臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

閉会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長。

中井町長

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に上程いたしました議案全てご承認いただき、誠にありがとうございます。

今まで以上に、この感染防止対策とそしてまた、社会経済活動の両立を図っていくというステージに入ってきたかなと思っております。